平成２５年（フ）第７１号
福島県耶麻郡猪苗代町大字三ツ和字新在家1403番地
債務者　喜多見利雄
1　決定年月日時　平成25年10月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　井川憲太郎
4　破産債権の届出期間　平成25年11月29日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成26年１月15日午後１時30分
6　免責意見申述期間　平成25年12月25日まで
福島地方裁判所会津若松支部破産係

平成２５年（フ）第５０２号
川崎市中原区上平間1402番地56　加藤方
債務者　中谷　義視
1　決定年月日時　平成25年10月29日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　本田　正男
4　破産債権の届出期間　平成25年11月29日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成26年１月14日午前10時
6　免責意見申述期間　平成26年１月10日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２５年（フ）第３１号
高知県高岡郡四万十町仁井田1362番地２
債務者　戸田　晃記
1　決定年月日時　平成25年10月30日午前10時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　大川　惺曠
4　破産債権の届出期間　平成25年12月９日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成26年１月29日午前10時
6　免責意見申述期間　平成26年１月10日まで
高知地方裁判所須崎支部

平成２５年（フ）第６２７号
熊本市中央区水前寺１丁目５番20―204号　ダイアパレス水前寺
債務者　岩本　三徳
1　決定年月日時　平成25年10月30日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　吉田　孝充
4　破産債権の届出期間　平成25年11月29日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成26年１月14日午前11時
6　免責意見申述期間　平成26年１月10日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２５年（フ）第６０３号
熊本市東区小山１丁目７番18―３号
債務者　奥村　謙二
1　決定年月日時　平成25年10月29日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士法人リーガル・プロ
4　破産債権の届出期間　平成25年11月29日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成26年１月17日午後１時30分
6　免責意見申述期間　平成26年１月16日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２５年（フ）第６０４号
熊本市東区小山１丁目７番18―３号、住民票上の住所熊本市東区長嶺東５丁目５番７号　髙宮方
債務者　奥村加奈子
1　決定年月日時　平成25年10月29日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士法人リーガル・プロ
4　破産債権の届出期間　平成25年11月29日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成26年１月17日午後１時30分
6　免責意見申述期間　平成26年１月16日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２５年（フ）第１７１７号
横浜市中区長者町８丁目136番地　松本ビル42号
債務者　猪又　孝子
1　決定年月日時　平成25年10月29日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　伊藤　武洋
4　破産債権の届出期間　平成25年11月29日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成26年１月22日午後１時40分
6　免責意見申述期間　平成26年１月21日まで
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第６４号
秋田県横手市平鹿町下鍋倉字下拾100番地
債務者　菅原　傳一
1　決定年月日時　平成25年10月30日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　川村　康博
4　破産債権の届出期間　平成25年12月６日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成26年２月４日午後２時30分
6　免責意見申述期間　平成26年１月28日まで
秋田地方裁判所横手支部

平成２５年（フ）第７５７号
東京都町田市金井７丁目17番13号特別養護老人ホーム清風園、住民票上の住所東京都町田市野津田町484番地５
債務者　薮下　信子
1　決定年月日時　平成25年10月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　佐藤　瑞穂
4　破産債権の届出期間　平成25年12月３日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成26年２月４日午後１時30分
6　免責意見申述期間　平成26年２月４日まで
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２５年（フ）第７９４号
広島市安佐南区高取北１丁目17番41号
債務者　髙原ミヨ子
1　決定年月日時　平成25年10月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　清水憲一郎
4　破産債権の届出期間　平成25年11月28日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年１月31日午後２時
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
7　免責意見申述期間　平成26年１月６日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第７９５号
広島市中区白島北町17番１―402号、申立時の住所広島市南区西蟹屋３丁目３番24―301号
債務者　髙原　泰子
1　決定年月日時　平成25年10月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　清水憲一郎
4　破産債権の届出期間　平成25年11月28日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年１月31日午後２時
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
7　免責意見申述期間　平成26年１月６日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第６３号
秋田県横手市二葉町９番25号
債務者　高橋　淳子
1　決定年月日時　平成25年10月29日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　澤入満里子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年12月24日午前11時30分
5　免責意見申述期間　平成25年12月17日まで
秋田地方裁判所横手支部

平成２５年（フ）第４９号
兵庫県南あわじ市潮美台１丁目11番地13、前住所兵庫県南あわじ市福良甲1291番地３
債務者　久留米勇介
1　決定年月日時　平成25年10月30日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　富本　和路
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年２月３日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成25年12月20日まで
神戸地方裁判所洲本支部破産再生係

平成２５年（フ）第６６号
兵庫県豊岡市日高町夏栗554番地の30
債務者　森田　　実
1　決定年月日時　平成25年10月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　辻本　武之
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年１月28日午後４時40分
5　免責意見申述期間　平成25年12月24日まで
神戸地方裁判所豊岡支部破産係